特殊詐欺対策に向けた提言書



令和2年1月 戸田市議会 市民生活常任委員会

1. はじめに

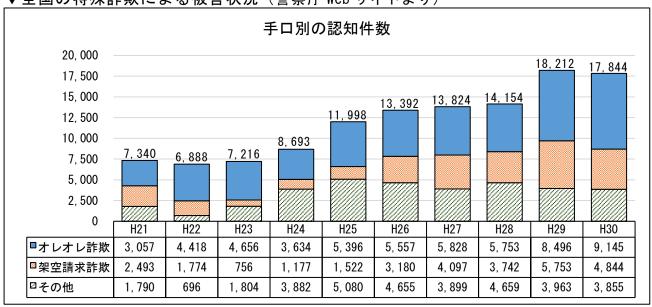
平成30年中の特殊詐欺認知件数は全国で17,844件、被害額はおよそ380億円に上った。中でもオレオレ詐欺・架空請求詐欺の割合が高く、この二つの手口は認知件数全体の78,4%を占めている。

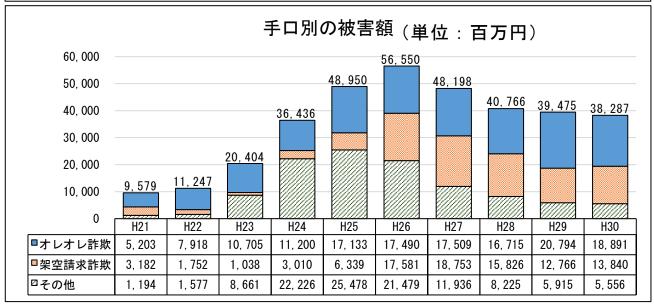
本市においては、平成29年中の認知件数が14件、被害額1,890万円、予兆電話187件、平成30年中は認知件数が18件、被害額3,711万円、予兆電話409件と報告されている。被害者には高齢者が多いことから、高齢化が進む本市でも決して見過ごせない状況である。

市民生活常任委員会では、市民の財産が犯罪で奪われないため、今年度の年間活動テーマを「特殊詐欺対策」と定め、先進市への視察を実施した。

先進市の特殊詐欺対策を参考に、本市としても「ONE TEAM」で取り組んでいただきたく、ここに提言する。

▼全国の特殊詐欺による被害状況(警察庁 Web サイトより)





2. 提言内容

- (1)消費者安全確保地域協議会を活かした連携を
- ①個人情報の活用と提供
- ②通話録音装置等の活用
- (2)様々な連携を活かした消費者教育を
- ①消費者教育推進計画の策定
- ②県・市教育委員会との連携



◀愛知県半田市役所にて

▼岐阜県大垣市役所にて



▲滋賀県野洲市役所にて



岐阜県岐阜市役所にて▶

(1) 消費者安全確保地域協議会を活かした連携を

消費者安全法に基づき、昨年10月に設置されたばかりである戸田市の 「消費者安全確保地域協議会(以下「協議会」という)」が将来に向けて目 指すべき形と、協議会の枠組みを活かした連携について提案する。

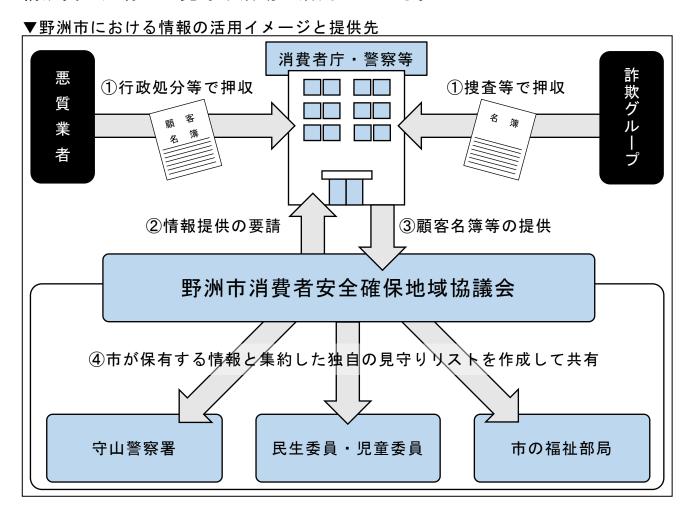
①個人情報の活用と提供

消費者安全法では、国は、協議会の設置を条件に、市長の求めに応じて、 悪質業者などから押収した顧客名簿などを提供できると規定しており、消 費者庁が作成した「改正消費者安全法の実施に係る地方消費者行政ガイド ライン」では、協議会の意義について、「構成員間で見守りの対象者に関す る個人情報を提供できるようにすることにある」と記している。

そこで、戸田市においても将来的には消費者庁などからの情報提供を受け、市が保有する情報と集約させた「見守りリスト」を作成し、構成員と 共有して見守りなどの活動を実施することを提案する。

【参考】滋賀県野洲市の取り組み

滋賀県野洲市では、全国で初めて、消費者庁と県警からの情報提供を受け、市の保有する情報と集約した独自の見守りリストを作成し、協議会の構成員に共有して見守り活動に活用している。



②通話録音装置等の活用

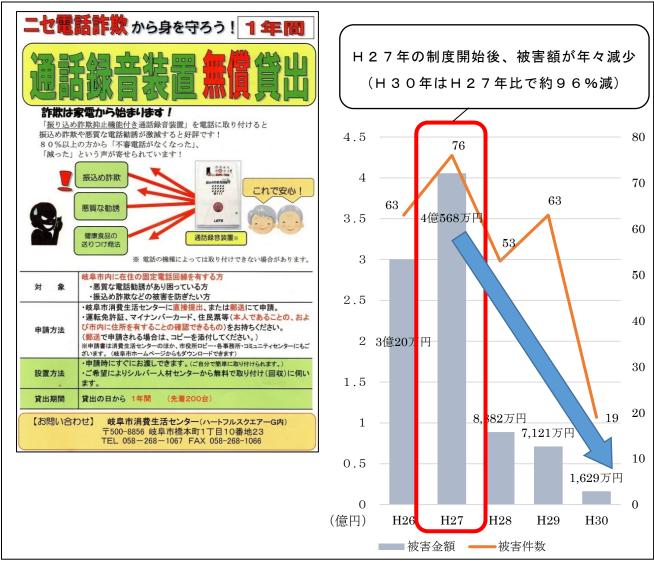
特殊詐欺の手口には、オレオレ詐欺や、電話での商品の紹介、お金の儲かる話など、電話がきっかけとなるケースが多く、通話を自動的に録音する装置から「この通話は録音されています」などと音声を流すことで、犯人が警戒して電話が来なくなることが考えられる。

そこで、通話録音装置の無償貸出や購入補助制度を創設し、協議会を通 して普及啓発を行うことで、装置の普及を促し、詐欺グループの標的にな りにくいまちづくりを提案する。

【参考】通話録音装置無償貸出・購入補助制度

岐阜市では、通話録音装置の1年間の無償貸出と購入補助を行い、市民への普及を促している。装置のニーズは高く、無償貸出に採用している機器の製造元では在庫が不足するほどの人気となっており、制度の開始以降、岐阜市では振り込め詐欺などの悪質な電話勧誘が80%以上減少するなど、大きな成果を上げている。

▼岐阜市の通話録音装置無償貸出のチラシと岐阜市内の振り込め詐欺等被害状況



(2) 様々な連携を活かした消費者教育を

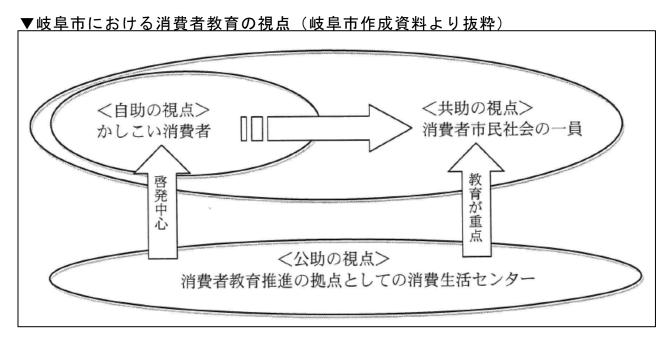
平成24年に施行された「消費者教育の推進に関する法律」では、地方 自治体の責務として、「消費生活センター、教育委員会その他の関係機関と の緊密な連携の下、消費者教育の推進に関する施策を策定・実施すること」 と定めている。戸田市においても様々な連携を活かした消費者教育が展開 されるよう提案する。

①消費者教育推進計画の策定

消費者教育推進法では、消費者教育は「幼児期から高齢期まで各段階に応じて体系的に行われるとともに、年齢、障害の有無、その他の消費者の特性に配慮した適切な方法で行わなければならない」として、消費者教育推進計画の策定に努めるよう定めている。戸田市においても、体系的・効果的な消費者教育の実施に向け、消費者教育推進計画の策定を提案する。

【参考】岐阜市消費者教育推進計画

岐阜市では、社会のグローバル化、高度情報化の進展に伴い、消費者を取り巻く状況も多様化、複雑化しており、同時に消費者被害も多様化、深刻化し増加傾向が続いていることから、未然防止の啓発だけでは対応しきれないと考え、消費者自身が合理的な意思決定を行い、消費者被害に対して事前事後の適切な行動をとることができるようになる人材(かしこい消費者)育成の視点(自助の視点)だけでなく、社会の一員となり、ともに支えあう消費者の視点(共助の視点)を取り入れ、幼児期から高齢期までのそれぞれの時期に応じ、学校、地域、家庭、その他の様々な場において多様な主体の連携による消費者教育を総合的かつ一体的に推進することを目的に、消費者教育推進計画を策定している。



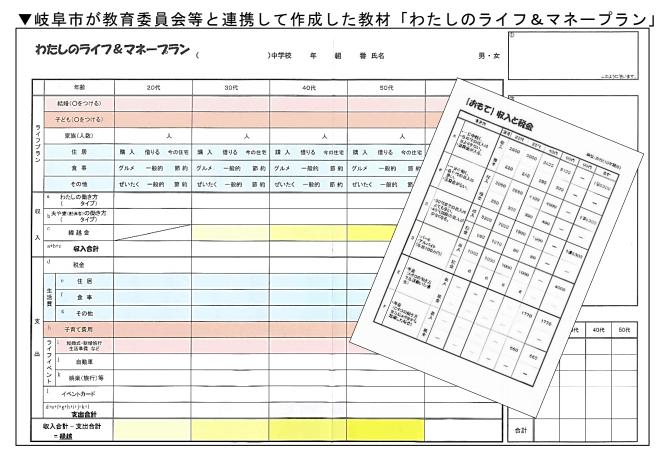
②県や市教育委員会との連携

消費者教育推進法では、「学校での消費者教育の推進」を自治体の義務として定めている。しかしながら、消費者教育を消費者生活の担当部局や教育委員会がそれぞれ単独で展開する形では、法が定める「体系的・効果的な推進」には限界が出てくる。消費者教育を学校教育の一部として取り組んでいくため、市内の県立高校、小中学校を管轄する県・市教育委員会との連携を提案する。

【参考】教育委員会と連携した協働授業

岐阜市では、携帯電話やパソコンの普及により、中学生も思わぬ被害にあうなど、若者に対する早期の消費者教育の必要性が高まる中で、消費生活センター単独での教育には限界がある事から、県や市教育委員会、市内にある大学などと連携して教材作成や協働授業を行っている。教材作成時には、学習指導要領などとの調整に苦労したものの、教育委員会内の教育研究所所属の家庭科の教員と連携し、結果的には消費者庁の「先駆的プログラム」に採択されるほどの教材「わたしのライフ&マネープラン」を作り上げている。現在は家庭科の授業として、教材を活用した体験型の授業を平成28年度からの3年間で、市内全ての中学校で実施する計画を立て、年間1時限、2時間を確保して実施している。

今後は、令和4年から成人年齢が引き下げられることから、ネット通販などに対する対策として、社会科の授業への移行を検討している。



▼「わたしのライフ&マネープラン」を活用した指導案(岐阜市ホームページより)

1 本時のねらい

自分の将来の消費生活計画を立てることを通して、家族との生活も考え、社会とのかかわりにおいて将来に向けて自分の消費生活に役立てようとする意欲をもつことができる。

2 本時の展開

学習の場	主 な 学 習 活 動	指導・援助・留意点
ち、課題を・ 貯っつかむ場	○万円貰ったら、何に使うかを考える。(10分) 金する。 ・旅行に行く。 ・寄附をする。 ・ひたすら遊ぶ。	
今後の自	分の生活の仕方やお金の使い方について、どのようなことを表	言えるとよいのだろう。
もつ場 ① ② ③	イフ&マネープランのやり方を聞き、計画を立てる (説明20分、作業30分) 結婚の有無から順に、ライフプランを記入。 自分の働き方と配偶者の働き方を決め、収入を記入。 支出を順に記入。 収入合計から支出合計を引き、繰越金を記入。	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	ループ交流(10分) 「を大切にしていたかを発表し、その価値について話し合う。」 子どもを育てるとお金がかかるから、一人で生きていき、それなりに楽しみながら生活していく。 子育てにはお金がかかるけど、家族と旅行したりして、楽しく暮らせる楽しさはある。 一人は大変だけど、配偶者と一緒にはたらいて、子どもも育てていきた	・根拠を明確にする。 ・G 交流の内容を伝えてお
解決する ・ 場 4 全 「話・・	い。 一人だと、老後も一人だから寂しい。 体交流(10分) し合われた内容について発表する」 老後や病気になることも考えて、若い頃からお金を使っていくようにしていた。しかし、今を楽しみたいという意見もあって、現在か将来かという点で議論した。 教育費にお金がかかるから、結婚する年齢や家を買う時期も考えなければいけないという話になった。 がよければいいと、楽しい生活を送っていたら、お金が足りなくなってしたった。収入と支出のバランスを考えて使うことが大切だと納得できた。	く。 ・1人1分程度で、自分 のプランについて根拠 を交えて話す。
場 6 本 生: らな: ど, し の仕 に,	金の使い方や生き方について学ぶ (5分) 収入と支出のバランスをとるために計画を立てることが大切である。生活を成り立たせるために、家族みんなで働き方やお金の使い方を考える必要がある。 時のまとめ (記入:10分)(発表:5分) 活するために、こんなにいろいろなお金がかかるなんて知かった。思わぬ出費に備えて、日頃からの節約が必要だけ節約できるお金は生活費や趣味などしかないので、買い物方を見直していきたい。また、家族は生活に困らないよういろいろなことを考えてお金を使っていることが分かり、いなと思った。	・職業やこれまでの生き 方とというでの生き 方考えているとというである。 ・お金の使い方だけでなる。 ・お金の使い方だけの関わりを を変けるがある。 ・お金の使となど、多く 生活点につるが、それではない。 ・今後の生活につながる。 ・その生きをかけるようである。 ・その生きをかけるようにする。

~授業の成果の一例~

授業の冒頭では、海外旅行やゲームなどお金を好きなことに使いたいと言っていた生徒が、授業後には、何が起こるかわからないので、半分は貯金する。残りの半分は家族のために使い、残りを自分のために使う、と将来を見通し、目的を持ってお金の使い方を考えることかが出来るようになった。

3. おわりに

依然、全国の特殊詐欺による被害件数、被害額はともに多い状況が続いている。また、親族や警察官、金融機関の職員を装い、資産状況や家族構成などを確かめる「アポ電(犯行予兆電話)」と呼ばれる不審電話があり、その後、詐欺の実行役が訪問して金をだまし取るなどの新たな手口も現れている。

本市においても、特殊詐欺対策として、チラシの配布による啓発活動や情報発信、講演会、パトロール、相談対応の充実などが図られているものの、平成30年中の被害件数、被害額、予兆電話の件数は前年を大きく上回った状況である。

市民生活常任委員会では、「特殊詐欺対策」を年間テーマと定めて研究を重ね、委員会での協議を経て

- (1)消費者安全確保地域協議会を活かした連携を
- (2)様々な連携を活かした消費者教育を

を提言項目としてまとめた。

消費者安全確保地域協議会・消費者教育はいずれも様々な機関・団体との『連携』を活かすことがキーワードとなり、取り組みを進める大きな力となると考える。

この提言が『絶対に騙されない!』特殊詐欺対策の取り組みの大きな推進力となることを願い、要望とする。





▲戸田市で実施している様々な対策のさらなる推進を願います



市民生活常任委員会